

## 「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」に関する協定書

本協定書末尾の調印欄に記載された中小企業支援機関（以下「協定機関」という。）は、福島県内の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）に対する経営支援を連携して実施するに当たり、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定成立の証として、本書1通を作成し、各協定機関が調印欄に記名押印の上、原本は福島県が保有し、それ以外の協定機関はその写しを保有する。

### （目的）

第1条 連絡協議会は、協定機関が中小企業等に対して経営支援を実施するに当たり、それぞれが保有する支援機能を十分発揮するとともに、互いに連携・協力することによってより実効性の高い支援を実現し、中小企業等の経営の安定並びに県内の雇用の確保及び産業の発展等に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 協定機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 中小企業等からの相談への対応
- (2) 中小企業等の経営改善及び事業再生等の取組への支援
- (3) 中小企業等の新事業展開など経営課題に対する支援
- (4) 中小企業等への支援に必要な情報の共有
- (5) 企業支援人材の育成のための情報交換や研修等の開催
- (6) その他目的達成に必要な連携活動

### （協定機関の責務）

第3条 協定機関は、本協定に基づく中小企業等に対する経営支援について、それぞれの機関内の関係者に周知を図るとともに、連絡協議会への協力体制を確保するものとする。

### （連絡協議会）

第4条 連絡協議会の組織及び運営に関する事項については別に定める。

### （加入脱退）

第5条 連絡協議会に新たに加入する中小企業支援機関は、本協定の趣旨を十分に理解した上で連絡協議会の承認を得て、本協定書署名欄に記名押印し加入するものとする。

2 連絡協議会を脱退する協定機関は、書面をもって脱退を申し出て連絡協議会の承認を得るものとする。

3 協定機関が、合併や分社等により法人又は組織に変更がある場合には、本協定の承継につき連絡協議会の事前の承認を得るものとし、解散等により法人又は組織が消滅する場合には、解散等の時点で本協定における地位及び義務を失うものとする。

#### (企業情報等の保護)

第6条 各協定機関及び各協定機関の役職員は、本協定に基づく連携協力によって知り得た中小企業等の企業情報及び個人情報については、第2条の連携協力事項を達成する目的以外には利用してはならない。ただし、当該中小企業等の了解を得た場合は、この限りではない。

2 各協定機関は、前項の情報の漏えい防止及び安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項に規定する守秘義務は、本協定が効力を失った後及び各協定機関の役職員が職を解かれた後も存続するものとする。

4 第1項の情報の取扱に関する詳細は別に定める。

#### (反社会的勢力の排除)

第7条 協定機関は、次の各号のいずれかに該当する中小企業等を本協定に基づく連携支援の対象としてはならない。また、支援開始後に次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は直ちに支援を中止しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）。

(2) 暴力団員等が経営を支配又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有する者。

(3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有する者。

(実施体制の整備)

第8条 本協定に基づく中小企業等に対する連携支援を円滑に実施するための事務局など、実施体制の整備に関することは別に定める。

(協定の期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとし、連絡協議会が協議の上継続しないことを決定するまで1年ごとに自動更新するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めるほか、必要な事項は連絡協議会において定める。